

報道発表資料の配付日時 10月6日(金) 15時00分

| | | | |
|------------------|---|-----|--|
| 発表項目 | ヒグマ注意報の発出について（札幌市西区と手稲区の一部地域） | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| 概要 | <p>○ 札幌市西区に、ヒグマが頻繁に出没しているため、当該地域を対象にヒグマ注意報を発出し、地域住民に注意を呼びかけます。</p> <p>1 注意報の概要</p> <p>○ 発出期間（目安）：10月6日(金)から11月5日(日)までの1カ月間</p> <p>○ 発出する地域：札幌市西区（西野地区・山の手地区・宮の沢地区・小別沢地区・福井地区・平和地区） 手稲区（西宮の沢地区の山麓部）</p> <p>○ 発出方法：道HP、SNS及び報道を通じて、地域住民に注意を呼びかけます。</p> <p>2 出没状況</p> <p>札幌市西区では、9月下旬以降、区内で8件のヒグマの目撃、2件の痕跡情報あり。 （出没状況は別添のとおり）</p> | | |
| 参考 | <p>○ 今年度の注意報の発出は次のとおり</p> <p>① 4/1～4/30：厚岸町</p> <p>② 5/13～6/12：室蘭市の蘭東・蘭北地域</p> <p>③ 6/15～7/14：札幌市西区の山麓周辺 及び小樽市の東部地域の山麓周辺 ※札幌市中央区・南区の山麓周辺を6/21に追加 ※札幌市西区・南区は、8/14まで延長</p> <p>④ 7/5～8/4：羅臼町知床岬</p> <p>⑤ 8/3～9/2：江差町全域 ※10/2まで延長中</p> <p>⑥ 8/18～9/17：札幌市、江別市、北広島市の野幌森林公園の区域 及びその周辺※10/17まで延長中</p> <p>⑦ 9/15～10/14：羅臼町全域</p> <p>⑧ 9/27～10/26：松前町全域</p> <p>⑨ 9/29～10/28：石狩市浜益区</p> | | |

| | | | |
|-------------------------|----------------------------|-------------------|--|
| 報道（取材） に当たって のお願い | 人身事故発生防止のため、積極的な報道をお願いします。 | | |
| 他のクラブ との関係 | 同時配付 | （場所）石狩振興局 同時レク | |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 担当 （連絡先） | 環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室（担当者：主幹 武田） TEL 011-231-4111(内線 24-398) ダイヤルイン 011-204-5988 公用スマホ 011-585-6104 内線 20243 | | |
|-------------|--|--|--|

○ 札幌市西区における 9 月下旬以降のヒグマ出没状況

詳しくは札幌市のHP <https://www.city.sapporo.jp/kurashi/animal/choju/kuma/syutsubotsu/>

| | 日時 | 場所 | 内容 |
|----|------------|---------------------------------|--------------|
| 1 | 2023年10月5日 | 西区西野9条8丁目1番付近 | ヒグマを目撃(親子) |
| 2 | 2023年10月4日 | 西区福井6丁目9番付近 | ヒグマを目撃 |
| 3 | 2023年10月3日 | 西区福井5丁目16番付近 | ヒグマを目撃(親子) |
| 4 | 2023年10月1日 | 西区山の手5条10丁目1番付近 | ヒグマを目撃(親子) |
| 5 | 2023年9月29日 | 西区福井9丁目358番1付近 | 食跡を確認 |
| 6 | 2023年9月28日 | 西区自然歩道「中の沢～小林峠・源八沢ルート」(源八沢入口周辺) | ヒグマを目撃 |
| 7 | 2023年9月27日 | 西区山の手7条8丁目5番付近 | ヒグマを目撃(親子) |
| 8 | 2023年9月26日 | 西区山の手2条12丁目7番付近 | ヒグマを目撃(親子) |
| 9 | 2023年9月25日 | 西区山の手2条12丁目7番付近 | ヒグマを目撃(親子) |
| 10 | 2023年9月20日 | 西区福井9丁目359番付近 | 足跡、掘り跡、食痕を確認 |

ヒグマ注意報発出地域（広域図）



ヒグマ注意報発出地域（詳細）



北海道ヒグマ注意報等の概要

■ 目的

道内において、ヒグマの市街地出沒や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(工)

■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報 (警報)
- ・ ヒグマ注意報 (注意報)
- ・ ヒグマ注意喚起 (注意喚起)

■ 注意報等の発出

＜警報＞

本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

＜注意報＞

本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

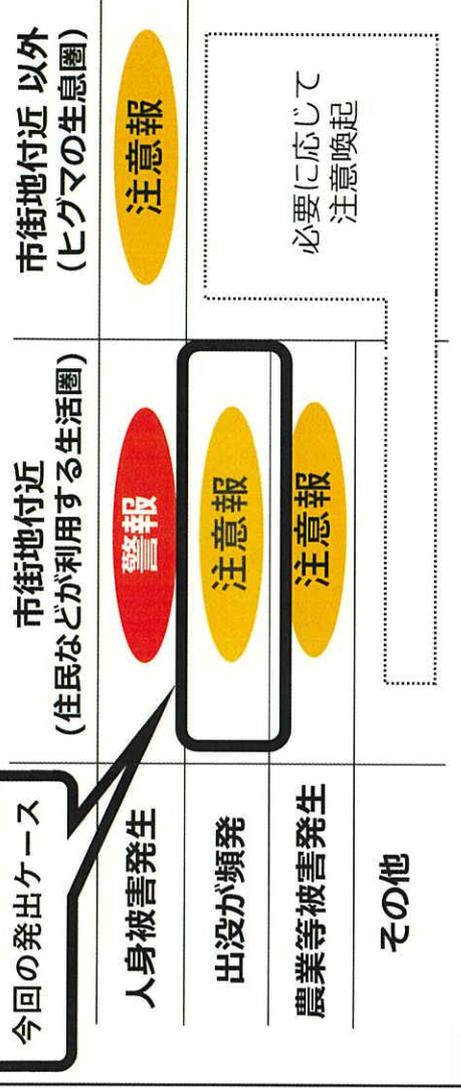
＜注意喚起＞

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生
の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は
懸念されないが、注意を促す際に発出

＜ 注意報等の発出イメージ ＞



＜ 発出基準等 ＞

| 注意報等 | 発出基準 | 対象区域 | 期間等 |
|------|---|--|-----------------------|
| 警報 | 市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。 | ヒグマが出没している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 | 一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じて延長 |
| 注意報 | 市街地付近で、ヒグマが頻繁に出没、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念される とき。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。 | ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。 | |
| 注意喚起 | 広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。 | 必要に応じて設定可 | 必要に応じて設定可 |

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出沒時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。